

4契検第122号
令和4年(2022年)12月19日

長野県建設業協会 会長 様

長野県会計局長

長野県建設工事標準請負契約約款の一部改正について(通知)

標記について、下記のとおり一部改正しましたので、御了知ください。
また、関係建設業団体等への周知について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 改正理由

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第34条第1項の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)」が一部改正されたことに伴う所要の改正

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 適用期日

令和5年1月1日以降に公告する案件から適用

4 その他

県公式ホームページに改正後の契約約款を掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kokyokoji/seido/keiyakusyo.html>

長野県会計局 契約・検査課 契約企画係 (課長) 竹内 浩平 (担当) 篠田 夏樹 電 話 026-235-7359 FAX 026-235-7472 E-mail keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="459 220 772 295">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p data-bbox="112 343 280 375">1～6 (略)</p> <p data-bbox="112 438 414 470">7 建設発生土の搬出先等</p> <p data-bbox="129 486 1120 774">〔注〕 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。<u>なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</u></p> <p data-bbox="123 821 179 853">(略)</p>	<p data-bbox="1489 220 1803 295">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p data-bbox="1142 343 1310 375">1～6 (略)</p> <p data-bbox="1142 438 1444 470">7 建設発生土の搬出先等</p> <p data-bbox="1160 486 2150 598">〔注〕 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。</p> <p data-bbox="1153 821 1209 853">(略)</p>